

居宅介護支援 重要事項説明書

〈 令和 6 年 4 月 1 日 〉 現在

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

0982-35-0058 (午前8時30分～午後5時30分まで)

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. ふれあいの里の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ふれあいの里
所在地	宮崎県延岡市沖田町2240番地1
介護保険指定番号	居宅介護支援 (宮崎県 4570300071号)
サービスを提供する対象地域	延岡市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 基本方針

- ① 要介護状態となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行います。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③ 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公平中立に進めます。
- ④ 事業の運営に当たっては、市町村等保険者、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

(3) 職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者	主任介護支援専門員	1名 (兼務)	管理全般
担当者	主任介護支援専門員	3名	ケアプラン作成等

(4) 営業時間

平日・土	午前8時30分～午後5時30分
日・祭日	休業 12月31日より1月3日までは、休業とします。

* 緊急連絡電話 0982-35-0058 (24時間対応致します)

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- (1) 利用の申し込み
- (2) 重要事項の説明及び契約
- (3) ケアプランの作成
 - ① 利用者本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。
 - ② 居宅サービス事業所に関する情報が提供され、利用者が事業所を選びます。
 ※事業所については、複数の紹介を求めることができます。
 ※前6ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と同一事業者の提供割合を説明、公表します。
 - ③ 介護支援専門員を中心に、サービス担当者や利用者、家族も参加して意見交換等を行います。
 - ④ 介護サービスの目標、サービスの種類・内容などサービスを受ける利用者の希望や心身の状態をよく考慮してケアプランを作成します。
 - ⑤ ケアプランの内容を説明し、計画が利用者の希望にあっているかを確認します。
 ※ケアプラン上の事業所については、位置づけた理由の説明を求めることができます。
- (4) サービスの利用
 ※介護保険負担割合証に示された負担割合で、サービスの利用ができます。

4. 医療機関や関係事業所との連携

- ① 医療系サービスを利用される場合は、担当者から主治医へ意見を求め、作成したケアプランは交付します。
- ② 利用者が医療機関への入退院や介護保険施設等の入退所をされる場合は、関係先と速やかに情報の伝達や収集を行います。
- ③ 担当者が把握した利用者の心身状況や介護サービス事業所から伝達された口腔に関する問題、服薬状況等、必要な情報について主治の医師や歯科医、薬剤師等に伝達します。
- ④ これまで障害福祉サービスを利用されてきた方が介護保険サービスを利用するにあたっては、障害福祉制度の特定相談支援事業者等と連携します。

5. 利用料金

(1) 基本料金

要介護1・2	10,860円
要介護3～5	14,110円

※利用者の退院時等にケアマネジメントを行ったものの、死亡によりサービス利用に至らなかった場合でも、必要なケアマネジメント業務や給付管理準備を行い、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことができる際には算定いたします。

(2) 加算料金(要介護度による区分なし)

種 類	加算額	算定要件等
初 回 加 算	3,000円/回	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に居宅サービス計画を作成する場合 ・要支援から要介護に認定が変更となり居宅サービス計画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区分以上変更された際に居宅サービス計画を作成する場合

種 類	加算額	算定要件等
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円/月	利用者が、病院又は診療所に入院した日(入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した日を含み、指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に、又は営業日以外に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。)のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円/月	利用者が、病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日(入院した日を除き、指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院日から起算して3日目が営業日以外の日に当たる時は、当該営業日以外の日の翌日を含む。)に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合
退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円/回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けて、居宅サービス計画を作成し、サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円/回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けて、居宅サービス計画を作成し、サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円/回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けて、居宅サービス計画を作成し、サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円/回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回(うち一回以上はカンファレンス)を受けて、居宅サービス計画を作成し、サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円/回	病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を三回以上(うち一回以上はカンファレンス)を受けて、居宅サービス計画を作成し、サービス等の利用に関する調整を行った場合
通院時情報連携加算	500円/回	利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえて居宅サービス計画に記録した場合(一月1回を限度)
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(一月2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/回	回復の見込みのないと診断され、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、在宅で亡くなった利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、支援を実施した場合等
特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円/回	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係わる伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

(3) 交通費

無料です。

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(5) 補 足

利用料金については認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。ただし、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて前記(1)、(2)でお示した金額をいただくこととなります。その上で、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。これを後日、市役所(保険者)の窓口に出されますと全額払い戻しを受けることができます。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1カ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当法人や当法人の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

(暴言、暴力、嫌がらせなどの迷惑行為・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為)

7. 秘密保持と個人情報の保護

① 事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取り扱いを行います。

② 事業者及びその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③ 秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後に於いても継続します。

④ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

8. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

当事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

11. 虐待の防止

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の号に掲げる措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④虐待防止の措置を講じるための担当者を配置します。

同意書

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 宮崎県延岡市沖田町2240番地1
社会福祉法人ふれあい福祉会

説明者 ふれあいの里居宅支援事業所

- * 私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。
- * 私は、居宅サービス計画を作成し、円滑に実施するために、関係機関に私及び家族に関する必要な情報を伝えることを同意します。
- * 私は、円滑な支援が実施されるため、医療機関に入院となった場合は、機関に対して担当者名(当事業所、ケアマネージャー)を伝えます。

利用者 住所

氏名

(代理人)住所

氏名

利用者との続柄 ()